

令和7年7月8日

沖縄県議会議長

中 川 京 貴 殿

派 遣 議 員

(1) 県内派遣議員

団 長	小 渡 良太郎		
	喜屋武 力	大 屋 政 善	
	比 嘉 忍	仲 里 全 孝	
	米 須 清一郎	仲宗根	悟
	高 橋 真	比 嘉 瑞 己	
	当 山 勝 利	大 田	守

(2) 県外派遣議員

団 長	小 渡 良太郎		
	喜屋武 力	比 嘉 忍	
	比 嘉 瑞 己	当 山 勝 利	

同 行 議 員

玉 城 健一郎	仲宗根	悟
高 橋 真		

「在沖米海兵隊員による性的暴行事件に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「在沖米海兵隊員による性的暴行事件に関する意見書」及び「同抗議決議」
の要請議員団報告書

1 派遣議員

(1) 県内派遣議員

団 長	小 渡 良太郎		
	喜屋武 力	大 屋 政 善	
	比 嘉 忍	仲 里 全 孝	
	米 須 清一郎	仲宗根	悟
	高 橋 真	比 嘉 瑞 己	
	当 山 勝 利	大 田	守

(2) 県外派遣議員

団 長	小 渡 良太郎		
	喜屋武 力	比 嘉 忍	
	比 嘉 瑞 己	当 山 勝 利	
同 行 議 員			
	玉 城 健一郎	仲宗根	悟
	高 橋 真		

2 派遣目的

令和7年第2回議会（臨時会）の5月9日の会議において議決された上記
の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

令和7年5月14日（水）（1日）（県内要請）

令和7年5月21日（水）及び22日（木）（2日間）（県外要請）

4 要請日程

別紙のとおり

5 要請概要

団長が意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、長期駐留者・短期滞在
者を含む米軍関係者に対する人権教育の再点検と効果的な実施、米軍基地内

外で起きる事件・事故の再発防止に係る具体的かつ実効性のある対策の実施、在日米軍司令官が発表した新たなフォーラムにおける事件の公表の在り方や被害の未然防止等に資する実効性のある協議の定期的な実施と公表、主権国家としての立場を踏まえた日米地位協定の抜本的な改定、特に刑事事件に関する身柄引渡条項について、公務外の事件において警察が捜査する段階で日本側が容疑者の身柄を速やかに確保できるようにすることなどを要請した。

6 要請における対応者の主な発言及び質疑応答の概要（要請順）

〈県内要請 令和7年5月14日(水)〉

(1) 外務省沖縄事務所特命全権大使 宮 川 学

特命全権大使不在のため、黒石亮副所長に手交した。

(副所長 黒石 亮)

意見書の内容については重く受け止めて聞いた。直ちに、東京の関係部局、外務省を含め今日の結果を報告する。

要請の1から3について、御案内のとおり5月9日に「沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラム」を立ち上げ、そこで日米の関係機関が集まり、真摯に建設的な議論を、非常に時間をかけて行った。議論の内容は大きく2点あり、1つは日米の各機関が行っている米軍人の事件・事故を防ぐための様々な取組の現状を確認するとともに、それをどう改善していくかということ議論するということである。もう一つは、沖縄市で実施した日米合同地域安全パトロールの総括や、それを今後どのようにより効果的なものにしていくかという議論であった。

やっていることの現状を確認しただけではないか、という報じられ方もしたが、必ずしもそれは正確ではない。今やっていることをまず並べた上で、それを、より、どう効果的に改善すべきものは改善していくか。新しくやるべきことは、今後どうしていくかということに非常に重点を置いた議論が行われた。

教育に関しては、米軍人が新しく着任をしたときに受ける新着任者の教育プログラムを、昨今の情勢を踏まえてきちんとアップデートしていくという議論を行った。

また、既に県庁が主導する形で、飲酒運転の教育プログラムが米軍に対して昨年来実施されてきているが、それをさらに発展的に継続していくことや、

外務省自身も、宮川大使から海兵隊の指導部に対して、教育・講話を継続して実施していく。また、今後県警のほうで、特に犯罪防止により焦点を当てる形で、教育、講話のプログラムをやっていくという話もあった。

ほかにはリバティ制度の飲食店への周知や、より中身を改善していく議論、青パトのさらなる有効的な活用など、様々な再発防止策についての議論を行ったところである。

定期開催として、原則、年に1回は必ず開催し、その間にも必要に応じて開催ができるという仕組みになっている。今回立ち上がった仕組みをしっかりと活用しながら今後の成果を上げていきたい。フォーラムでの議論を踏まえて、今後個々の施策が順次出てくるというイメージである。

被害者へのケアについて、被害者支援の重要性は御指摘のとおりであり、従来から、被害者の方々への対応について、政府として被害者御本人、御家族への心情に配慮しながら、関係機関が緊密に連携して適切にケアへの対応をしてきている。沖縄県警においては性犯罪の被害者に対して、被害者が利用できる各種制度について説明する被害者の手引きを交付の上、特にカウンセリングや医療機関への付添いとその必要な支援を行っているというふうに承知をしている。手引きでは警察による支援体制のほかにも、法務省、検察庁、沖縄県、防衛局、民間団体など、その他各種団体の支援についても説明をして、被害者の精神的肉体的な痛みを和らげるための各種取組を紹介しているということである。

補償についても、米軍人等による事件・事故によって被害に遭われた方に対しては、従来から県警を通じて、防衛局が損害賠償に関する業務を行ってきていると承知している。

最後に、日米地位協定について政府の立場は、これまでも手当てすべき事項の性質に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つ具体的な問題に対処してきているというものであり、その上で日米地位協定含むアジアの安全保障の在り方は、自民党内でもアジアにおける安全保障の在り方特命委員会が開催されて議論が行われている。

こうした議論も踏まえつつ、日米同盟の抑止力、対処力を強化するとともに、同盟の強靱性、持続性を高めていくという観点から引き続き対応していく。

(主な質疑応答)

Q 米軍の再発防止策について、外務省として効果がないという認識はあるか。

A 米軍も強い危機感を持っている。再発防止策に改善の余地があると認識し

ており、日米間で議論を継続している。

Q 再発防止策については、誰がつくっていくのか。米軍に任せきりか。

A 日米で協力する形で再発防止策を講ずることに関与していくべきというのは、かねてから持ってきた問題意識であり、沖縄市における合同パトロールや今回のフォーラムなど、日本政府もその中に関わる形で新しい再発防止策を講じてきている。

Q 事件を起こした米兵について、沖縄での在任予定期間や期間中のいつごろに事件を起こしたのかなどを把握しているか。

A 個々の事例について、この場で申し上げるのは適切ではない。日本政府としても米側としても、長期で駐留している米兵とローテーションでやってくる米兵、どちらについても対策を講ずる必要性については共通して認識している。

Q 十分な捜査ができずに不起訴になるケースもある。現行地位協定においても、重大犯罪の場合は、日本側が身柄引渡しを求めた場合に米側は好意的な配慮を払うとなっている。外務省として身柄の引渡しを求めないのか。

A 身柄の引渡しは、捜査上の必要性という捜査当局の判断が、まず一義的なものだとして理解している。昨今の非常に深刻な事例は、米側も当然、日本側の捜査に協力するという姿勢を一貫して示してきており、警察においても所要の捜査ができているという状況の中で、起訴前の身柄引渡しの必要性には至っていないということだと我々は理解している。

Q フォーラムで出た再発防止策について、しっかり実施されているのかを国として把握し、県民にも情報をオープンしてもらいたいがどうか。

A フォーラムの場で洗い出された課題について、それを関係者で速やかに、課題ごとに集まって、新しく何をどう始めるのか、今までのものをどう改善するのかということを議論した上で決まったものから、外にも発表して施策を取っていきたいと考えている。

Q 米兵への研修について、赴任時だけでなく定期的に行うことを外務省から要望してもらいたいがどうか。

A 日米間でも必要性の認識は一致しており、しっかりと対応していきたい。

Q 様々な課題の解決には、外務省沖縄事務所と米軍との日頃のコミュニケーションや折衝が大事だと考えるがどうか。

A 事件・事故が起きたときの再発防止の申入れは当然として、事件・事故を減らす、なくすためにどのような努力ができるかということは、本当に日々、協議を重ねており、時に非常に厳しいやり取りになることもある。日常の中でできることが多くあるだろうというのは御指摘のとおりであり、我々が事務所を沖縄に置く意味はまさにそこにある。

Q 新しいフォーラムについて、なぜ非公開だったのか。また、米軍、軍人・軍属から派生する事件・事故を防止するためのワーキングチームはどうなったか。

A 第1回目が非公開で実施されたのは、できるだけ自由闊達な意見交換を確保するためという趣旨であり、結果はきちんと説明をしていくという立て付けでスタートをしたと理解している。

CWTについては、開催すべきという声がある中で、2017年を最後に開催できていないという状況の中で今回のフォーラムが立ち上がった。CWTの轍を踏むことのないように、県と米軍の間で非常に綿密に準備協議を積み重ねている。

Q リバティ制度は有効に機能しているのか。

A 昨年の秋以降、いろいろな事件を踏まえて強化がなされており、外での飲食の制限時間の延長、海兵隊だけに適用されていた同制度の全軍種への適用、犯罪に関する教育を受けていない隊員は外に出さないようにする、上司の監督責任が大きくなるなどの強化策は打ち出されてはきているが、より実効性の高いものにしていく努力を引き続き続けていく。

Q 青パトロールは本当に実効性があるのか、検証されているか。

A より効果的な活用ができるのではないかという意見はあるため、同じ予算でやる中でも、さらに有効的に活用していく方法について、協議を始めたところである。

Q 沖縄市以外の地域も含めた、夜間パトロールの強化についてどう考えているか。

A フォーラムにおいて、合同パトロールを今後、他地域に展開する可能性についても検討していくことになっている。

Q 基地内での安全対策についてはどうか。

A 基地内での安全対策は、米側が改善を考えるのはもちろん、基地従業員を雇用しているのは防衛省であり、政府の責任で基地従業員が安心して働ける環境をつくるための施策を講じていく。

(2) 在沖米国総領事 アンドリュー・オウ

総領事不在のため、サミュエル・イ政治経済部長に手交した。

(政治経済部長 サミュエル・イ)

県民の声を代表する皆様との本日の貴重な機会を大切にしたい。このような事件に関して、深い遺憾の意を表する。大使が述べたように、我々は今回の事件を深く憂慮しており、特に4月30日に起訴された事件に深い衝撃を受けた。全ての米軍兵士は、日本の客人として最高水準の行動規範と倫理観を持つよう求められており、このような行動は一般の大多数の米兵の価値観を反映したものではない。米国政府は事件を深く憂慮しており、地元の捜査に協力している。日米の友情、絆を守るためにできることを全て行う。

(主な質疑応答)

Q 昨年6月以降、このような事件が続いており、繰り返されることが本当に残念である。前回の抗議要請時と同じような説明であるが、繰り返される現状をどう感じているか。どうしていくのか。

A 我々はこれらの容疑について深く憂慮している。大使の言うように、今こそ行動すべきときである。日米合同パトロールやフォーラムの開催など、強力な対策を講ずることにコミットしている。

Q リバティー制度やフォーラムなどは全体的、総括的なものであり、3月の事件はリバティー制度外の事件である。これまでの一人一人への教育の下に今回の事件は起きていることから、これまでの対策についてさらに検証し、見直す必要がある。県民感情を米兵一人一人が理解しないとシステムが機能しないため、型どおりの伝達ではなく、米兵一人一人に伝えることに、総領事館の力が欲しいがどうか。

A 沖縄に大使が来て、深刻な状況はよく理解している。軍のリーダーも、沖縄のコミュニティーの一員であることを理解している。県、県議会、市町村と、この件で動いていきたい。オープンな場で話すのが大事である。さらな

る行動が必要ということを理解しており、そう努力している。

Q 戦後80年の米軍駐留の歴史がある中で、いまだ事件が絶えず反省がないのではないか。他県と比べなぜ沖縄では事件が多いのか。日米友好でやっていくのであれば、両国政府ともにもっと沖縄を知るべきであり、このような事件を起こさないよう両国で話をして対応していく必要がある。基地従業員が安心して働くことのできる環境をつくってほしいがどうか。

A 米軍のリーダーや大使館においても、地域とコミュニケーションが重要だと考えており、高いレベルで話をしていきたいと思っている。

Q 事件に関して、組織と個人どちらの課題と認識しているか。

A 両方あると思う。米軍では地域、市町村とも話をしている。内部でもコミットしているところであり、詳細については米国としても調査して分析している。

Q 強力な措置にコミットしていきたいとのことだが、具体的に何をするのか。

A 先日、沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラムを立ち上げた。初会合では、米軍と県との協力継続が再確認された。また、日米合同パトロールは同盟の決意を反映したものである。

Q 具体的に協力できる範囲とはどのようなものか。

A 沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラムではリバティー制度や再発防止策などの総合的な話を行った。また、教育訓練についてもどう発展させるかなどが話し合われた。合同パトロールについても、評価と今後の発展について話し合われた。ほかの具体的なことについても、再度フォーラムで話していきたい。

Q フォーラムを中心としたコミュニケーションの場ができたことは評価するが、年1回のトップ間の協議だけでなく、事務レベルの協議の場をつくってもらえるようお願いする。抗議要請の場面では、いつも広報部門が対応するが、教育部門の事務方が同席すると、もっと実のある中身になるのではないか。抗議を受けるのも、対策の実務を担う当事者ではなく、トップに近い人になっている。四軍調整官や総領事が異動等で替わっても、実のある協議を継続できるような形をつくってもらいたいがどうか。

A まさにそのとおりであり、ワーキングレベルの意見交換を広げることは米

軍にもお伝えする。特にフォーラムの中で県警、MPが様々な件で話し合いできたことはよかった。

(3) 第3海兵遠征軍司令官 ロジャー・B・ターナー

第3海兵遠征軍司令官不在のため、ティモシー・J・モレロ太平洋海兵隊基地政務外交部次長に手交した。

(太平洋海兵隊基地政務外交部次長 ティモシー・J・モレロ)

県議の皆様と事件のことだけでなく、建設的なことについて意見交換できることに感謝している。この事件に関しては、日本に管轄権があり、我々はそれに協力しているという立場である。事件を深刻に受け止めており、地元や警察に協力し、これからも協力していく。

人権教育に関して、現役の海兵隊員、その家族、軍属は高い行動規範を持っている。犯罪はゼロが基準であると幹部は認識しており、同じ認識を部下にも求めている。しかし、日本の法律、文化的慣行で犯罪者は償ってもらう。

我々の教育プログラムは隊員に100%実施している。内容は県に提供しており、セクハラ、セーフティーなど多岐にわたって包括的に網羅している。希望があればコピーを差し上げる。

要請事項2番目の実効性のある再発防止策について、これまで行ってきた対策は効果が出ていると考えており、統計的に見ると犯罪は抑えられている。しかし、ゼロを目指している。犯罪ゼロを目指す上で、具体的な対策があればオープンに受け入れるので提言いただきたい。皆様の期待は犯罪ゼロか、あるいは限りなくゼロを目指してお互いに努力をしていくのか。期待はどれほどのものか教えていただきたい。皆様の期待、望んでいることを聞いた上で司令官に伝える。それを実行していきたいので是非教示いただきたい。

要請事項の3番目について、沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラムが四軍調整官事務所主催で開催され、私も参加した。犯罪防止に向けて、継続的に防止ソリューションを追い求めていくことで一致した。フォーラムの前身がCWTである。CWTの開催が途絶えた理由としては、抗議の場となっていて、建設的な解決策を協議できる場になっていなかったことにあり、そのため米軍サイドから撤退した経緯がある。

要請事項の4番目、被害者へのケア、賠償は100%合意する。

これからも、真剣に問題を解決したいという内容であれば、皆様といつでも協議する。司令官も話の中身をフィードバックしてよくしていきたいとのことである。

(主な質疑応答)

Q 今回の事件は、待ち構えるなど、初めから犯罪を企図している。一部だとは思いますが、人権教育がうまくいっていないのではないかと。犯罪が起きた場合、また合同パトロールで犯罪者を見つけたときは、日本側に身柄を引き渡してもらいたいと思いますがどうか。

A 基本的には全て同意する。身柄引渡しについて、地位協定の全体にコメントすることはできないが、要請項目5に米軍構成員の特権的扱いと記載されていることについて、1980年から1990年代、昔はそういうことがあったが、私が来て4年、起訴後に身柄が引き渡されなかったという事例はない。

Q 警察の捜査中、起訴前は米側に身柄がある状況であるので、起訴前での身柄引渡しを求めるということであるが、それについてはどうか。

A 法律家ではないので全ては分からないが、例えば飲酒運転や酒気帯びの場合は即座に逮捕され、全て身柄は引き渡されている。米軍が日本の捜査を妨害しているということではなく、司法優先が守られる。日本の司法判決は執行猶予付きが多いが、私は猶予なしで厳罰化してほしいと思っている。

Q 重大犯罪であれば、まずは日本の警察に身柄を引き渡して捜査することが基本だと思うが、どう考えているか。

A 今回の犯罪は重大であり、特にこれまでと違う点として、基地内で起こったものである。日本の警察も基地内で捜査している。深刻で重大な犯罪であり、日本の緩い刑罰よりも、米国の厳しい罰を与えたい。私の妻や娘も同じ施設を利用しており、本当にひどい犯罪と感じている。私が赴任して以来このような凶悪な事件は初めてである。

Q トップ同士だけでなく、事務レベルの協議をフォーラムの下に位置づけて、活発なコミュニケーションを求めたいと思いますがどうか。

A それはよいアイデアである。日米合同委員会にも分科会があり、分科会で話し合われたことが、合同委員会に上げられる形となっている。年1回のフォーラムだけだとあまり変化はないと思われる。分科会の意見は司令官にも伝えたい。ぜひ分科会のメンバーを挙げてもらいたい。

Q 分科会の構成は、専門家も入れて効果的になるようにしたほうがよいと考えるがどうか。

A ベストアイデアである。年1回のみではあまり効果的ではない。事務レベルの会合を進めていきたい。参加者の推薦をいただいて10対10の20人ぐらいの会合をやりたい。司令官がノーであれば難しいが、合意できると思う。

Q 本日は意見交換ができてよかったが、今回の事件について米軍から正式な謝罪の言葉はない。司令官には、本日は抗議に来たということを伝えてもらいたい。

A 皆様がここに来たのは、被害者がいたからということは忘れてはいけない。残念ながら謝罪ができていないのは、日米の文化の違いによるものが大きい。私も28年間日本にいるが、米側が日本の文化になじんでいないということがあって、歯がゆさを感じる。断言できるのは、ターナー中將から一番下の兵士まで、今回の事件を遺憾に思っており、決して事件を軽く見てはいない。特に司令官、中將レベルがこのような事件でまだ謝罪をしていないのは、検察が捜査中に、高位の将官が謝罪すると判決に影響すると米側は考えているためである。ひとえに判決に不必要な影響を与えたくないということであり、このことは県民を軽く見ているということではない。司令官は有罪判決が出たら謝罪する。

Q 事件を受けて、軍の規律を正すような訓示などは行われたのか。

A 例えば憲兵隊のパトロールを増やす、女性が夜間に働かないようにするなどの対策を行っている。今回の事件は、教育や対策というよりも個人の特質によるところが大きいと認識している。

Q 事件に関する報道等が、個々人の自制につながると思うが、3月の事件について米側で見聞きすることはあるか。

A 隊員への周知は行っている。関係する地元新聞は毎日翻訳して各部隊に届けている。ただし、幹部は読んでいるが、基地外の社会においてもSNSしか見ない人がいるのと同様に、末端まで届いているかが課題であり、我々も努力していきたい。地元メディアは米軍に厳しい。悪いニュースばかりでなく、よいニュースも取り上げてもらいたい。

(4) 沖縄防衛局長 伊 藤 晋 哉

このような犯罪は、被害者の尊厳を著しく侵害する悪質かつ重大なものと認識している。このような短い期間に相次いで発生し、さらに、今回は基地内で発生したことを極めて深刻に受け止めており、防衛省として様々なレベ

ルから、綱紀肅正と精神教育の徹底について強く申し入れている。

要請内容 1 点目の教育と 2 点目の再発防止策について、昨年、米側からパトロールの強化や研修教育の強化、リバティー制度の見直し等を打ち出しているところではあるが、実際にこうした米側の再発防止策が着実に実行され、再発防止につながるものが極めて重要である。

要請項目の 3 点目のフォーラムについては、5 月 9 日に沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラムという形で開催された。年 1 回の開催を原則とし、必要に応じて開催されるものであり、綱紀肅正や再発防止策について建設的な議論ができた。

要請項目 4 点目の被害者への対応については、一義的に被害者に対応するのは県警察になり、県警察において被害者に対して利用できる各種制度について説明するとともに、沖縄防衛局を含めた支援体制についても説明している。防衛省として、県関係機関と連携を図りながら対応していく。

要請項目 5 点目の地位協定については外務省所管事項であるため、要請内容について外務省に申し伝える。

(主な質疑応答)

Q 米軍側から個人の資質が重大な問題であるというような発言があった。そのような者の資質を見抜けない米側に責任があると思うが、防衛省はどう話をしているか。

A 在日米軍において、米軍人等への教育を通じてこのような事件が起こらないようにすることは、米軍及び日本政府の務めであり、具体的な方策について引き続き米側と協議していく。

Q 今回の事件に対して、防衛局として謝罪する気持ちはあるか。

A 我々は基地を提供し、また基地内労働者の雇用主でもあるという立場から、政府、防衛省として極めて重く受け止めており、このような事案が発生したことについては、大変申し訳ないと考えている。

Q 基地内における同様の事件について、沖縄防衛局として把握しているか。また、基地内でそのような問題を告発する窓口などはないか。

A 基地内で起こっていることを全て把握しているというわけではないが、刑事事件として扱われるもの及び必要なものについては、把握しているつもりである。基地内で働く方々の相談体制についても整えており、雇用主として安心して働ける環境をさらに整えるよう努力していく。

Q 今回の事件以降、沖縄防衛局として、基地従業員の被害を防ぐような対策は何か行っているのか。今後の再発防止に向けての具体的な動きをどう考えているか。

A 今時点で具体的に言える施策があるわけではないが、組合の意見を伺うなど、安全対策について米側を含めて取り組んでいく。何か1つの対策で全て解決するようなものではないと認識しており、フォーラムを含め様々な形で、具体的な対策を実施できるようにしていく。

Q 沖縄防衛局として、日頃から米軍の教育プログラムの内容に関する検証や意見交換などを行っているか。また、着任何年目の犯罪が多いかなどの統計分析は行っているか。

A 日常的、恒常的に米軍を含めた関係機関等でやり取りを行っている。現場レベルで対応策を具体化していくことは、引き続きしっかり取り組んでいく。統計的な分析については、お答えできるだけの材料はない。

最後に小渡団長から、フォーラムについて、トップ同士のコミュニケーションは年に1回で構わないが、事務レベルの協議をフォーラムの下か別個で設け、そこで具体的な協議やコミュニケーションができるように、フォーラムの活用の方針を検討してもらいたいとの発言があった。

〈県外要請 令和7年5月21日(水)〉

(1) 防衛大臣 中 谷 元

防衛大臣不在のため、小林一大防衛大臣政務官に手交した。

小渡団長から要請概要の説明の後、小林防衛大臣政務官及び佐々木訓練安全調整官から要請事項の回答があった。

本日は防衛省に御足労いただき、意見書をお持ちいただいたことについて、感謝申し上げます。米兵による性犯罪に関する要請に関して、このような事案が発生したことは極めて遺憾であり、米側に対してはその意を強く伝えた上で、綱紀粛正及び再発防止の徹底について申し入れている。

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないと考えている。今後も米側に対して様々な機会を捉え、事件・事故の防止の徹底をしっかりと求めていく。

要請事項の1点目である米軍関係者に対する人権教育の再点検について、

性犯罪は被害者の尊厳を著しく侵害し、長年にわたり重大な苦痛を与え続ける悪質かつ重大な犯罪であり、決して容認できるものではない。3月の日米防衛相会談において、在日米軍による事件・事故の再発防止のために協力を進めることで一致している。また4月28日に防衛大臣からグラス駐日米国大使に対し、兵士の教育や綱紀粛正、再発防止の徹底について申し入れている。引き続き様々な機会を捉えて米側に強く申し入れ、さらなる努力を求めている。

要請事項の2点目である事件・事故の再発防止について、この性犯罪の事案については短い期間に立て続けに発生しており、さらに米軍基地内で発生したということで、極めて深刻に考えている。これを踏まえ、防衛事務次官から在日米軍司令官に対し遺憾の意を表明し、綱紀粛正と兵士の教育徹底について強く申し入れを行った。米軍の発表した再発防止策が着実に実行され、再発防止がなされることが大事だと考えており、その点で4月18日に沖縄市で実施された日米合同地域安全パトロールは前向きに評価している。また、5月9日の沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラムの開催も、米側の真剣な姿勢を示すものとして歓迎している。このような米側の努力が重要であり、引き続き米側に兵士の教育、綱紀粛正、再発防止策の徹底を機会あるごとに強く申し入れていく。

要請事項の3点目である新たなフォーラムについては、5月9日にキャンプ瑞慶覧において、米軍と米軍施設が所在する地元関係者間の意思疎通を強化し、相互理解を促進することを目的とした、沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラムが開催され、防衛省、外務省関係者も出席した。地元の安全・安心を高めるべく、関係機関の取組について情報共有を行い、引き続き連携して取り組んでいくことが確認された。このフォーラムは昨年7月に米側が発表した再発防止策の一環であり、同フォーラムで在日米軍の綱紀粛正と再発防止に向けて建設的な議論が行われたことを、政府として評価している。

要請事項の4点目である被害者へのケア、謝罪、補償については、このような事件について、被害者や御家族の心情に十分配慮しながら対応することが大事であり、米側や警察と緊密に連携し、被害者の補償に取り組んでいる。

今回の性犯罪事案は、米軍人の公務外に発生したものであり、加害者が賠償責任を負うものとなる。したがって、まずは当事者間の示談によることとなるが困難な場合も多々あり、その場合は日米地位協定第18条6の規定により、被害者の請求を受けて、政府が支払う額を決定し、被害者の同意を得て支援するという制度がある。これに加え、適当と認める場合には、防衛省か

ら被害者に別途、緊急的にお金を支払うという制度もあり、さらに被害者が加害米軍人等を相手に訴訟を提起した場合、かつ、この訴訟について確定した損害額と米側支払額の間に差額が発生する場合、その差額について防衛省が支払うということもある。また、県警においては被害者の手引きという冊子で、ワンストップ支援センター等の支援策やカウンセリング、医療機関等の必要な支援を行っている。

最後に日米地位協定については、現在、自民党においてアジアにおける安全保障の在り方特命委員会が開催されるなど、幅広い議論が行われており、この議論も踏まえつつ、日米同盟の抑止力と対処力を一層強化するとともに、日米同盟の強靱性、持続力を高めていくという観点で対応していきたいと考えている。

(主な質疑応答)

Q 基地内の事件については、リバティー制度だけでは対応できないのではないかと。また、昨年7月の抗議要請から約1年が経過するにもかかわらず、改善が見えないが、米兵の教育にも限界があるのではないかと。今後米側とどう向き合って国民を守る義務を実現していくのか。

A 今回の事案は米軍の部内で発生したものであり、防衛省が雇用主として給与を払って日本人が勤務をしていることから、防衛省としても自分事として深刻に捉えている。米側に対し、多くの従業員が安心して勤務できるよう、強く申入れを行っている。

米側が出している再発防止策について、合同巡視は先月開催したところであり、今後も継続的に行っていきたい。在沖米軍と県が共催する意見交換会も、公式なものとしては年1回程度と発表されているが、もちろんそれ以外の場でも随時協議や意見交換は行っており、そのような場をしっかりと使って再発防止に取り組んでほしいと申し上げている。

Q 戦後80年、沖縄では米兵による性犯罪が絶えないが、本土に駐留する米軍でそういった事件は聞かない。米軍がどう考えているか。防衛省からどう米側に伝えているのか。教育的な問題ではないか。防衛省としてどれぐらい米国に指導や意見ができるのか。

A 要請項目にもある米軍関係者の人権教育について、そもそも論として、他人の人権、女性の人権、米軍が駐留先の人権をどう考えるかというまさに基本的な人権の話であると思う。米軍は外国の軍隊として沖縄に駐留するわけであり、特別な意識を持ってもらいたい。多様なバックグラウンドを持つ米

兵に伝わる教育をしっかりとやるようにと強く申し入れている。

また、このような事件が立て続けに起こることは、日米同盟に対する国民の認識に悪影響があるということ、防衛協力の大前提が事件・事故の再発防止であるということを申し入れており、米側も深刻に考えている。

Q 米軍において、部下が事件を起こしたことに對して、上官が責任を取るべきではないか。

A 米側が出している再発防止策において、問題を起こした兵隊がいるところは上官も連帯して責任を負う、という仕組みになっている。裁判で確定判決が出たら、当時の上官の責任問題が上がってくると思う。

(2) 外務大臣 岩 屋 毅

外務大臣不在のため、藤井比早之外務副大臣に手交した。

(外務副大臣 藤井 比早之)

本日の要請については、しっかり大臣に報告する。今回のような性的暴行事件は決してあってはならない。本事案については、4月30日の起訴を受け、船越事務次官からグラス次期駐日米国大使に対し、強い遺憾の意を表明するとともに、米軍人の綱紀肅正と再発防止について、改めて強く申し入れた。

また、4月28日に私が沖縄を訪問した際に、ターナー四軍調整官とウォルフォード司令官に対しても、私自身からきつく申し入れている。その際、事件の起訴があれば、早急にフォーラムを開催するとの話もあった。被害の未然防止及び再発防止に資する実効性のある協議ということが極めて重要であり、在日米軍の綱紀肅正と再発防止の徹底についてしっかりと働きかけていく。要請についてはしっかり受け止める。

4月28日は知事にも面会し、起訴されれば国としてもしっかりと求めていくという話をした。また、4月18日に行われた日米合同地域安全パトロールについても、前向きに評価しており、ウォルフォード司令官からも知事の参加に意味があったとの話があったことを報告した。フォーラムについては、建設的な議論を行うことが大事であり、定期開催、実効性のある協議、公表についてフォローアップしていく。

(主な質疑応答)

Q 現行の地位協定上、凶悪犯に対しては、起訴前の身柄引渡しを求めること

ができることとなっているが、相次ぐ米軍事件に対して、外務省として身柄引渡しは求めているか。

A 一般に起訴前の拘禁の移転を要請するか否かについては、個別具体的な事件ごとに、まずは捜査当局において、捜査上の必要性を勘案して起訴前の拘禁移転の必要性を判断してきていると承知している。その上で本年3月の事案に関しては、起訴前の身柄は米側にあったが、日本側当局と米側との連携の下、所要の捜査が行われ、4月30日の起訴後、被疑者の身柄は米側から日本に引き渡された。まずは捜査当局において捜査上の必要性を勘案し、起訴前に拘禁移転の必要性を判断していると承知している。

Q 議会の米軍基地関係特別委員会では、県警としては起訴前の身柄引渡しを求めることはできない、米合同委員会で協議されることであるとの答弁があった。引渡し要求について、実際に誰が判断するのかが見えないが、警察庁から話を聞いて外務省として求めるべきということを、大臣に伝えて改善してもらいたいがどうか。

A お話があったことは大臣に伝えたい。起訴、不起訴という問題があるため、一義的に捜査当局において捜査の必要性を勘案して、というところになるが、いずれにしても個別の事案ごとに判断するということである。

Q 日米合同パトロールの現場で事件が起きた場合、どちらが逮捕するのか。地位協定上どのような問題が出てくると想定しているか。

A 当該合同パトロールは、沖縄市が展開している防犯パトロールが土台となっており、沖縄市の発意により、県警と憲兵隊の参加を呼び掛けるという形であり、現場で犯罪を取り締まるということを念頭に置いた活動というよりは、一義的には住民の防犯意識の向上に重点を置いて、地位協定とも整合的な形で4月18日に試行的な形で実施されたと承知している。今後こういった形で実施されていくのかは、これから引き続き詳細を詰めていく段階であると承知しており、いずれにせよ、地位協定と矛盾するような形での活動は、当然日本としては受け入れられないものになるので、その実態はこれから調整されていくと承知している。

Q 協議が開かれなくなったという前例がある。今回はそのようにならないよう、トップの交流だけでなく、事務レベルの協議もしっかり進めて、本当に再発防止につながる形づくりができるよう要望する。

A 要請をしっかり承った。フォーラムについては、実質的な中身が重要であ

り、しっかり米側に働きかけたい。

(3) 駐日米国大使 ジョージ・グラス

駐日米国大使不在のため、ツー・ニューエン政治部安全保障政策課参事官に手交した。

(政治部安全保障政策課参事官 ツー・ニューエン)

本日の貴重な機会に感謝申し上げる。このような容疑の事件で、被害者、家族、沖縄県民に不安を与えたことに深く遺憾の意を表す。グラス大使が申し上げたように、米軍兵士が容疑者となった性的暴行事件を深く憂慮しており、特に4月30日に起訴された事件について強い衝撃を受けている。本事件は米国の名誉や数万人の米軍兵士の価値観を反映するものではない。米国は、米軍兵士に対する全ての犯罪容疑を重く受け止めており、地元警察と日本政府による捜査に全面的に協力している。

合同パトロールの実施や、フォーラムの開催に励まされている。大使が述べたとおり、信頼と対話は長年続けてきた協力の中核をなしてきた。

このたびの犯罪容疑により県民に不安を抱かせたことについて、改めて深い遺憾の意を表す。今日いただいた不安や要望を大使やワシントンにも共有する。

(主な質疑応答)

Q 個人の自由と人権を重んじる国とは思えない、卑劣な犯罪が続いていることについて、どう思うか。

A 我々は今回の容疑について非常に懸念している。特に事件の深刻さに懸念を持っている。県民に不安を抱かせたことに深く憂慮している。米国や多くの米兵の価値観や行動基準を反映するものではない。

Q 沖縄には基地で働く人も多く存在し、安心して就業できる環境をつくってもらいたい。特に人権教育の徹底を求めたいがどうか。

A 我々も働く人々にとって安心して就業できる環境をつくるのが大切だと感じている。いただいた要望を丁寧に確認し、検討する。

Q 戦後80年、米軍が駐留してから性的暴行事件が絶えず、沖縄県は長年苦しんでいる。日米友好といいながら、なぜこういう問題が起きるのか。他県と比べて沖縄の事件が多いことを、女性の立場からどう見ているのか。

A 新しいフォーラムは、このような問題を議論するよい機会になる。我々は、新しいフォーラムが前向きで継続的なものになるよう支援し、米国、日本側と協力しながらよいものになるよう、フォーラムでの協議を続けていきたい。

最後に小渡団長から、今回は米軍施設内で起こった事件で、人権の問題や施設管理の問題をはらんでおり、非常に憂慮している。県民がフェアではないと感じるのは、県民が被害を受けることはあっても、その逆はほとんどないためである。県民は、他国の人に同じように、敬意をもって接している文化がある。米国の全員が悪いのではないことは分かるが、誰か一人でもそうした事件を起こすと、米国はそうだと言われても仕方がない。犯罪を起こすのは個人であるが、全体の問題として捉えないと未然防止は不可能である。実効性のある再発防止策について、フォーラムや事務レベルでも協議をして、できれば犯罪がゼロになるよう、我々がこのような抗議に来ることがないように、日米で努力してもらいたいとの発言があった。

(4) 内閣総理大臣 石 破 茂

内閣官房庁長官（沖縄基地負担軽減担当） 林 芳 正

内閣総理大臣及び内閣官房庁長官（沖縄基地負担軽減担当）不在のため、田中聖也内閣官房内閣審議官に手交した。

（内閣官房内閣審議官 田中 聖也）

私は1年前にも要請を受けさせていただいたが、それにもかかわらず、今般の事案が発生したことについては、本当に遺憾である。米軍人等による事件・事故により、地元には大きな不安を与えることは決してあってはならないものであり、日本政府としても米側に対し事件・事故防止の徹底を求めている。

人権教育や事件・事故の再発防止、新しいフォーラムなどについて要望をいただいたが、重要なことは、これまでに米側が発表した一連の再発防止策が実際に事件の再発防止につながるということである。4月18日に実施された日米合同パトロールや、5月9日には沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラムが行われており、いずれも在日米軍の綱紀粛正及び再発防止に資する制度として評価している。

被害者へのケア、謝罪、補償などについては、関係省庁において適切に対応されるものと承知している。

地位協定については、この地位協定を含めアジアの安全保障の在り方につ

いて、自民党における議論も踏まえつつ、日米同盟の抑止力、対処力を強化するとともに、日米同盟の強靱性、持続性を高めていくという観点から検討し対応しているものと承知している。

要請については、官邸、各所にはしっかりお伝えする。

(主な質疑応答)

Q 内閣官房として、具体的にどのようなことを官邸、各所に働きかけるのか。

A 内閣官房は重要政策について、関係省庁との総合調整や、沖縄基地負担軽減というミッションを背負っている。今回の件については、しっかりそれぞれの所管省庁において対応されるよう、官邸の中も含めてしっかり対応をされるように伝えていく。

Q 新たなフォーラムについて、ゴールではなくスタートであり、随時開催と、効果検証を重ねながら進化してもらいたいと考えているか。

A おっしゃるとおりである。フォーラムについても評価するものであり、この会合は定期的開催される予定となっているので、再発防止策が実際に再発防止につながっていくように、しっかりフォローしていきたい。

Q 地位協定について、米兵による凶悪犯罪が起きた場合は、起訴前に身柄引渡しを求めることができることになっているはずであるが、県議会における県警の答弁と、本日の外務省の回答はかみ合わない。身柄引渡しについて、どこが責任を持って求めているのか整理して回答を示していただきたい。

A 日米地位協定については、アジアの安全保障の在り方ということで、自民党の議論もあり、それを踏まえつつ、抑止力、対処力を強化することを、日米同盟の強靱性、持続性を高める観点から検討し対応するものとしているので、しっかり要請を受けさせていただく。

最後に小渡団長から、県民はアンフェアな部分を不満に思っており、身柄引渡しや、日本人の対応となぜ違うのかというところで不満を持つ方々が多い。もう1点は、見えないところが多いというところ。例えば身柄引渡しはしないが米軍の中でしっかり拘束されているとのことだが、その状況が見えない。また再発防止の教育はどのように行っているかというのかが見えない。今までそれを信頼するしかない中で、去年から立て続けに事件が起きており、きっちり説明できないためフラストレーションがたまっている。様々な形で協議と公表を要望しているが、ぜひ協議の過程についても、開示できる情報があれば開示

していただくことが県民の信頼につながっていく。この要請も踏まえて、ぜひゼロにするための再発防止、未然防止の取組だけでなく、それぞれの部分もしっかりフォローアップしていただきたいとの発言があった。

以 上

別紙

要 請 日 程

県内要請

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和 7 年 5 月 14 日	水	10:30 ～ 11:00	外務省沖縄事務所特命全権大使 宮 川 学 (特命全権大使不在のため、黒 石亮副所長に手交)	外務省沖 縄事務所 会議室
		13:00 ～ 13:30	在沖米国総領事 アンドリュー・オウ (総領事不在のため、サミュエル ・イ政治経済部長に手交)	在沖米国 総領事館 会議室
		14:15 ～ 14:45	第 3 海兵遠征軍司令官 ロジャー・B・ターナー (第 3 海兵隊遠征軍司令官不在の ため、ティモシー・J・モレロ太 平洋海兵隊基地政務外交部次長 に手交)	キャンプ フォスタ ー内会議 室
		15:30 ～ 16:00	沖縄防衛局長 伊 藤 晋 哉	沖縄防衛 局会議室

県外要請

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和 7 年 5 月 21 日	水	10:15 ～ 12:25	那覇空港発 (J A L 902 便) 羽田空港着	
		15:00 ～ 15:15	防衛大臣 中 谷 元 (大臣不在のため、小林一大防 衛大臣政務官に手交)	防衛省 第 1 省議 室
		15:45 ～ 16:00	外務大臣 岩 屋 毅 (大臣不在のため、藤井比早之 外務副大臣に手交)	外務省 国際会議 室

		16:30 ～ 16:45	駐日米国大使 ジョージ・グラス（大使不在のため、ツー・ニューエン政治部安全保障政策課参事官に手交）	駐日米国大使館
		17:45 ～ 18:00	内閣総理大臣 石 破 茂 内閣官房庁長官（沖縄基地負担軽減担当） 林 芳 正 （内閣総理大臣及び内閣官房庁長官（沖縄基地負担軽減担当）不在のため、田中聖也内閣官房内閣審議官に手交）	内閣府本府会議室
		18:15 ～ 18:30	囲み取材	都道府県会館 3 階
5 月 22 日	木	13:05 ～ 15:45	羽田空港発（ANA473便） 那覇空港着	